

分担金・拠出金の名称		オゾン層保護基金拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	2,760,534千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国連環境計画(UNEP・オゾン層保護基金事務局)	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・モントリオール議定書多数国間基金(オゾン層保護基金)は、開発途上国(同議定書第5条1適用国)におけるモントリオール議定書の実施を支援するため、オゾン層破壊物質(ODS)を用いた製品等の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施している。我が国は基金発足当初より執行委員会の常任メンバーとして基金の運営に参画・貢献している。 ・基金事務局は、UNEPが務め、モントリオール(カナダ)に所在。 ・本件基金の下で開発途上国においてODSの削減プロジェクトが実施されている。 (2)拠出に当たっての成果目標 同基金に対する拠出を通じ、我が国の方針を反映しつつ、オゾン層の保護のための効果的かつ効率的な取組を推進することを目標とする。具体的には、規制措置及び対象国の状況に応じ、支援プロジェクトを実施しODSを削減することを目指す。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・オゾン層保護基金は、議定書の締約国である開発途上国が、議定書の規定に係る規制措置の実施を可能とするために、当該締約国に対し資金協力及び技術協力を行うことを目的とする。同基金の資金を用いて実施されるプロジェクトや活動は、基金執行委員会による審議、承認を経た上で実施される。 ・これまでに本件基金の下で実施された開発途上国支援のためのプロジェクトにより、合計48.1万ODPTon(注)のODSが削減されている。 (注)各ODSの生産・消費量にそれぞれのオゾン破壊係数(ODP)を乗じ算出したもの。 ・開発途上国におけるODSの削減では、プロジェクト実施機関として、国連開発計画(UNDP)、UNEP、国連工業開発機関(UNIDO)及び世界銀行等が協力している。 ・本件基金の資金を用いた開発途上国支援のためのプロジェクトは、我が国が常任メンバーとなっている基金執行委員会による審議、承認を経た上で実施されており、我が国はプロジェクトの適正性及びその予算の妥当性が確保されるべく議論に参画している。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・本件基金の予算額は、3年ごとに本議定書締約国会合(MOP)における交渉を経て決定され、その適正性には締約国から厳しいチェックを受けている。我が国は、主要拠出国として、米国及び欧州諸国等と連携し、予算額の適正性確保に努めている。 ・また、本件基金の資金を用いた開発途上国支援のためのプロジェクトは、我が国が常任メンバーとなっている基金執行委員会による審議、承認を経た上で実施されており、我が国はプロジェクトの適正性及びその予算の妥当性が確保されるべく議論に参画しているほか、プロジェクトの進捗状況についても執行委員会の場でチェックがなされている。 ・また、国連会計監査委員会(BOA)の外部監査を受けた財政報告が定期的に提出されており、直近では2016年11月の第77回執行委員会会合の際、2015年の財政報告が提出された。 ・事務局の組織体制、活動及び予算については、我が国を含む基金執行委員会によるチェック体制が確立されている。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・モントリオール議定書はODSの段階的削減及び最終的な全廃に向け締約国が実施すべき規制措置を規定する極めて重要な条約であり、全ての国連加盟国が締約国となっている。本件基金は同議定書第10条に基づき、開発途上国における同議定書の実施を支援するための資金供与メカニズムとして先進国の拠出により賄われており、先進国はMOPにおいて決定される予算額及び分担率に基づく拠出額を負担している。 ・オゾン層の変化がもたらす悪影響から人の健康を守ることは我が国のみならず人類全てにとって重要であり、またオゾン層の保護は我が国のみでは達成し得ない課題であるところ、全ての国連加盟国が締約国となっている、国際社会がオゾン層の保護に向けて取り組むための貴重な枠組みであるモントリオール議定書の実施に積極的に貢献していくことは地球環境問題への取組の推進という我が国の外交政策を遂行する上でも極めて重要である。 ・オゾン層の保護は我が国のみでは達成し得ない課題であり、国際社会が協力して取り組んでいく必要があるところ、本件基金の下で、UNDP、UNEP、UNIDO及び世銀等の実施機関の協力を得ながら、140以上の開発途上国においてODSの削減プロジェクトが実施されている。我が国は本件基金執行委員会の常任メンバーとしてかかるプロジェクトの審議、承認に深く関与しており、我が国の二国間支援との整合性はとれている。 ・我が国は主要拠出国として、MOPにおける予算の決定に係る議論において米国等の他の主要拠出国と連携しつつ予算額の適正性確保に努めており、かかる主要拠出国の意見は重く受け止められている。 ・また、基金の資金を用いた開発途上国支援のためのプロジェクトは、我が国が常任メンバーとなっている基金執行委員会による審議、承認を経た上で実施されること、ここでも我が国はプロジェクトの適正性及びその予算の妥当性が確保されるべく、他の主要拠出国と連携しつつ意見表明を行っており、かかる意見は重く受け止められている。 ・本件基金の下で140以上の開発途上国において、冷凍冷蔵・空調機器の冷媒等として使用されるODSを非ODSへ転換するプロジェクトが実施されており、その中で日本企業が特許を所有する非ODSへの転換が進むことが期待できる。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・本件基金事務局は、オゾン層保護プロジェクトの事前審査及び実施支援を実施しており、その職員はモントリオール議定書に関連する高度の専門的知識が必要とされる。かかる背景もあり、全15名の事務局職員のうち日本人は在籍していない（2016年11月現在）。 ・本件基金事務局に日本人職員は在籍していないものの、我が国は基金の資金によるプロジェクトを審査、承認する基金執行委員会の常任メンバー（我が国と米国のみ）として基金資金の執行に深く関与しており、本件基金への拠出に見合った地位は確保されている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	・下記のとおりPDCAサイクルは確保されている。 - PLAN: 我が国が常任メンバーである基金執行委員会にてプロジェクト案を審査、承認。支援対象プロジェクトの種類及び費用に関するガイドライン及び決定の採択。 - DO: 我が国の義務的拠出金の支払、執行委員会で承認されたプロジェクトの実施。各種報告及び評価活動を通じたプロジェクトのモニタリング。 - CHECK: 内部・外部監査報告書や執行委員会における運営・活動の評価。 - ACT: 各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。執行委員会等の機会に我が国と基金事務局及び基金実施機関との個別協議を設定し、PDCAの改善について随時協議を行っている。 ・本件基金予算は、MOPにおいて締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けており、我が国は、主要拠出国として、米国及び欧州諸国等と連携し、基金の効率的かつ効果的な執行がなされるよう右決定に関与している。 ・また、所定の監査を了した財政報告が定期的に提出されており、直近では2016年11月の第77回執行委員会会合の際、2015年の財政報告が提出された。 ・余剰額が生じた場合、次期3年分の予算額を決定する際に、余剰右額を充当することで締約国が実際に拠出する額を減じる措置が講じられている。 ・現時点で申し入れるべき特段の問題点はないものの、要すれば、MOPの場をはじめ関連会合の機会等に基金事務局とかかる協議を行うことは可能。
	担当課室名	地球環境課